

## 市たばこ税更正(決定)通知書

財 法 第 号  
令和 年 月 日

納税義務者 様  
所在地

横浜市長 印

次のとおり、税額を更正(決定)しましたので通知します。

摘要	更正決定前	更正決定後	増減
課税標準数量	本	本	本
税額	円	円	円
既納付確定額	円	円	円
この更正決定により納付すべき税額		円	
加算金種類		加算金額	円
更正決定 通知年月日		更正請求 年月日	
更正決定 事由		指定納期限	
更正決定 理由			

申告納付すべきであった納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から納付の日までの日数（地方税法第321条の12第3項に規定する期間を除きます。）に応じ、税額に、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までは年7.3%（平成12年1月1日から平成25年12月31日までは、各年の前年の11月30日現在の商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合。平成26年1月1日以後は、年14.6%にあっては、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合（特例基準割合）に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%にあっては当該特例基準割合に年1%を加算した割合））の割合を乗じて計算した延滞金を納めていただきます。

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をることができます。

この通知による処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。